

霜注意報の実施期間について

農作物への被害が予想される場合に長野地方気象台が発表する霜注意報の実施期間についてお知らせします。

長野地方気象台では、秋の早霜や春の晩霜により農作物への被害が予想される場合、前日の昼過ぎに霜注意報を発表しています。

今年の長野県における晩霜に対する霜注意報の実施期間は、以下のとおりです。

平野部 令和8年3月25日から5月31日まで（発表は3月24日から5月30日まで）

高冷地 令和8年4月 1日から5月31日まで（発表は3月31日から5月30日まで）

○補足

霜注意報の実施期間は農作物の発芽・育成等を考慮しています。また、気温推移の状況等により実施期間を変更する場合があります。

○注意報本文の記述について

令和6年（2024年）秋から、標高800m以上の高冷地を対象に霜注意報を発表する場合、対象地域が高冷地のみでも注意報の注意警戒事項に「高冷地では…」といった記述は行っていません。対象地域が高冷地のみかどうかを確認する場合は、気象庁ホームページの「気象台からのコメント」をご利用ください。

気象台からのコメント

https://www.jma.go.jp/bosai/#pro&disp=forecaster_comment,&col=rd&row=b4&area_type=offices&area_code=200000

本件の問い合わせ先：

長野地方気象台

電話：026-232-3773